



【仙北市地域運営体連絡協議会】 を開催しました

「仙北市地域運営体連絡協議会」が、11月28日に温泉ゆほぼで開催されました。

この協議会は、昨年11月までに市内9地域に地域運営体が設立されたことに伴い、地域運営体同士の情報交換や市との情報交換等を目的として今年2月に設立され、今回で3回目の開催になります。

協議会では、地域運営体を実施する平成25年度の事業計画について、市が作成した事業のガイドライン案について協議したほか、除雪支援や敬老行事等について意見交換を行いました。

ガイドラインの要旨

【事業の整理】

ハード事業（公共施設関連）は原則として市が対応、ソフト事業は地域運営体が対応

【協議の場の設置】

市で実施する事業と地域運営体で実施する事業との棲み分けを協議

【今後のスケジュール】

- ◆地域運営体では12月末までに次年度事業計画（骨格・概算）を作成
- ◆1月～市内部の調整会議、市と地域運営体との調整会議
- ◆2月～地域運営体による本格的な事業計画作成
- ◆4月～事業開始

●問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1112

【協働によるまちづくり推進委員会】 を開催しました

市では、平成24年3月施行の「仙北市協働によるまちづくり基本条例」の推進体制を構築するため、「仙北市協働によるまちづくり推進委員会」を設置し、10月29日に第1回委員会を開催しました。

委員会では、委員長と副委員長を選出し、所掌事項として当条例の適切な運用や見直しに関する事、協働によるまちづくりに関する施策や、地域での市民等による活動についての意見交換などを行うこと、確認したほか、まちづくり活動を支援するために新たに創設した「協働によるまちづくり提案型補助金事業」の審査も実施しました。同事業には2件の応募があり、2件ともに採択されています。

- ◆委員長：佐藤 励 さん
（仙北市 NPO 法人等連絡協議会からの推薦）
- ◆副委員長：小松 龍子 さん
（仙北市ボランティア連絡協議会からの推薦）

平成24年度協働によるまちづくり提案型 補助金採択事業

- ①事業名／
「正調白岩節の再生事業」団体名：プロジェクトS
- ②事業名／
「仙北市ふるさとカルタ製作事業」団体名：法仙塾

●問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1112

仙北市住宅整備資金貸付事業 のご案内

仙北市では、次の貸付事業を行っています。

- ①65歳以上の高齢者と同居する親族の方で、高齢者の専用居室等の整備を必要とする方への貸付
- ②障がい者の方または障がい者と同居する親族の方で、障がい者向けに居室等を増改築または改造することを必要とする方への貸付（本事業では、身体障害者手帳1級から4級または、療育手帳「A」に該当する方が対象となります。）

【貸付内容】

- ①対象者：自力で整備を行うことが困難な方
- ②限度額：1戸あたり150万円
- ③貸付利率：政府資金の貸付利率
- ④据置期間：2年以内（この間、利息のみ償還）
- ⑤償還期間：据置期間経過後8年以内
- ⑥償還方法：元利均等半年賦（9月・3月）等
- ⑦延滞利息：償還期日を経過した日から年10%の割合を乗じて計算
- ⑧提出書類：申請者・保証人の所得に関する証明他
- ⑨貸付日：整備完成後
- ⑩保証人：仙北市内に居住する家族以外2人
- ⑪その他：事前に計画書の提出をお願いしています。

●問合せ／
【高齢者担当】
長寿支援課 長寿いきがい係（西木庁舎）
☎ 43-2281 FAX 47-2116

【障がい者担当】
社会福祉課 障がい福祉係（西木庁舎）
☎ 43-2288 FAX 47-2116

12月27日 夜間納税窓口開設のお知らせ

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

- 日時／12月27日（木）17:15～19:00
※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。
- 場所／税務課、角館・西木地域センター
- 問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1117
※多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。
- ◆平成24年12月28日納期限の税目は下記のとおりです。口座振替日も納期限と同日です。前日まで通帳の残高をご確認ください。
 - ・市県民税第4期
 - ・国民健康保険税第6期
 - ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）第6期

農地転用による農業振興地域除外申請受付のお知らせ

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途（住居、工場、資材置場、駐車場等）に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要です。

農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていなければなりません。

除外要件など詳しい内容については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

◆除外受付については、次の期間での受付となっています。（除外手続き終了までは、約5カ月～6カ月の予定です。）

【受付期間】平成25年1月11日（金）まで

なお、上記除外編入手続き終了後から約1年の間、「仙北農業振興地域整備計画書」の見直し期間となります。その期間中は、通常申請による農業振興地域からの除外および編入を行うことはできません。見直しに係る除外編入については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

●問合せ／農山村活性化課 農業振興計画担当（西木庁舎） ☎ 43-2206

仙北市安全・安心メールにご登録ください！

- 配信される情報
 - ◆防災情報 ◆安心情報 ◆資格子育て情報（未就学児のいるご家庭向けの情報）
 - ◆学校情報（小中高生のいるご家庭向けの情報）
- 空メールで簡単登録！
toroku@anshin.city.semboku.akita.jp へ空メール を送信してください。
返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。
- 仙北市安全・安心住民情報からも登録できます。 <http://anshin.city.semboku.akita.jp>
- 問合せ／総合情報センター ☎ 43-3339

